

『「大阪スマートシニアライフ実証事業」参画事業者公募要領』に関するFAQ

資料6

1.公募内容・事業について

NO	質問	回答
1	募集期限内に社内決裁を取ることが難しい状況です。今回参加しなくても、後からの2次募集にて参加することは可能でしょうか。	今回の募集で選ばれた事業者が協議会に参加できなくなった場合などへの対応として、2次募集を行う可能性はあります。
2	会社全体としてではなく、事業部単位での申し込みも可能でしょうか。	事業部単位でのお申し込みも受け付けています。エントリーシートにその旨ご記載ください。
3	複数社で1つの提案（JV形式）での協議会参画は可能でしょうか。	JV形式での協議会参画は可能ですが、協議会における議決権はJVとして1票という扱いとなります。 なお、エントリー時点でJV組成が「予定」である場合、その旨エントリーシートに記載いただくとともに、誓約書を提出いただくこととなります。協議会の設立時点までにJVの組成手続きをお願いします。
4	協議会に参画することにより得られる権利は何か、具体的に列挙していただけますでしょうか。	令和4年度までに設立を想定している事業体について、事業体の設立主体やその手続きは今後の検討となりますが、協議会会員資格の喪失に該当する事項がない限りは事業体に引き続き参加していただくことを想定しています。
5	概算でもいいので負担金の目途を提示いただけませんかでしょうか。	1社あたり数百万円～3,000万円程度を想定していますが、1社あたりの負担金は実証事業規模や協議会参画企業の数ならびに各社の事業規模等により変動しますので、現時点では明確には申し上げられません。

NO	質問	回答
6	もし複数の企業から重複する内容を提案された場合はどのように選定されるのでしょうか。	<p>複数の事業者から同様の内容をご提案いただいた場合ですが、公募要領資料1『「大阪スマートシニアライフ実証事業」参画事業者 審査基準』のとおり、評価し、提案いただいた内容の点数により、選定させていただきます。</p> <p>実証事業の実施にあたっては、原則として1分野1事業者を選定することとしています。本FAQのNO7についてもあわせてご確認ください。</p>
7	公募要領資料1「大阪スマートシニアライフ協議会参画企業審査基準」のNO5,NO6の評価要素はどのようなことを評価するのでしょうか。	<p>実証事業の実施にあたっては、公募要領に記載のとおり、原則として1分野1事業者を選定することとしています。</p> <p>これは、提供するサービスを絞ることで、端末インターフェースの操作性や、商品選択に伴う検索の負担軽減を図るという、利用者となるシニア層にとっての使いやすさを考慮し、同種のサービスが乱立しないようにできるだけシンプルなものにするという考え方に拠るものです。</p> <p>こうした原則を踏まえつつ、具体的な事業者選定では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な分野はあらかじめ設定し難いこと ・サービスの性質や地域的な事情の考慮も必要であること <p>から、同じ又は類似の分野で複数の事業者を選定することにより、事業全体の満足度の向上を図ることが必要な場合もあると考えています。</p> <p>そこで、NO5,NO6といった評価項目により、実証事業全体のサービス構成の最適化に対して期待できる役割を評価するものです。</p>
8	協議会においては、全体的な企画立案を行う形で参加したいと考えていますが、それは可能でしょうか。	<p>参画パターンの(B)または(F)にてエントリーをお願いします。協議会業務の推進にどのように寄与いただけるのかを提案内容に記載いただき、その内容をもって判断させていただきます。</p>

NO	質問	回答
9	負担金の支払いのタイミングはいつになりますでしょうか。	支払いのタイミングは協議会設立時になります。（具体的な支払時期は、協議会設立準備委員会で検討します。）
10	出資した費用は、どのように使われるのでしょうか。	端末・回線費用、ヘルプデスク対応費用、ポータルサイトコンテンツ作成費用、各種実証事業運営費用として使用予定です。
11	参画企業から収集した会員負担金の管理はどのように行うのでしょうか。	負担金の管理は協議会で行うことを想定していますが、詳細は協議会設立準備委員会にて決定するものとします。
12	提供するアプリケーションの開発、または改修費用は協議会にて負担いただけるのでしょうか。	実証事業においては、参画事業者さまの各自負担となります。
13	参画パターンが（D）や（E）の場合、発生する費用は協議会にて負担いただけるのでしょうか。	公募要領資料4「大阪スマートシニアライフ事業について」に記載のとおり、協議会にて別途契約を締結する予定です。 協議会設立準備委員会において、実証事業の総コストを見積る際に、協議会として費用負担するか否か（契約締結を行うか否か）についても整理する予定です。
14	端末・回線は、住民に対して有償提供になるのでしょうか。それとも無償提供になるのでしょうか。	現在スマートフォンをお持ちでない住民の方向けに、一定期間のタブレット貸出を検討しております。費用についてはできる限り住民負担が軽い仕組みとなるよう取り組みます。（NO10にも関連）

NO	質問	回答
15	実証事業を行う自治体・地域はどのように決定するのでしょうか。既に決まっている自治体・地域はありますか。	実証事業を行う自治体・地域については、府内の全市町村を対象と考えていますが、今回の公募・選定を経て協議会に参画いただくこととなった事業者のサービス提供可能地域やサービス利用基盤の供給体制の考慮が必要なため、大阪府にて調整させていただきます。現時点ではまだ決まっておりません。
16	本当に利用者が集まり、一定の収益が出る事業となるのでしょうか。	実証事業を実施することで収益モデルも含めた検証を行う考えです。利用者の拡大については、協議会と連携協定を締結した大阪府内自治体と大阪府が積極的に取り組みます。
17	実証事業を経て、事業化をどのように進める計画なのでしょうか。	令和3年度中に協議会で実証事業の評価検証、実用化等に関する提言を取りまとめ、令和4年度までに事業化のための法人格を有する事業体を立ち上げ予定です。事業体への参加事業者の募集、選定は別途行う予定ですが、事業体が設立される際には、協議会から事業を承継し、サービスの継続性を確保していきたいと考えています。 なお、令和3年度中に別途本事業に関する調査事業を行うこととしており、その作業において事業化についてのスキームの詳細について整理予定です。
18	大阪府は責任を持って実証事業後の事業化について取り組んでいただけるのでしょうか。	本事業は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする2025年大阪・関西万博を見据え、住民のQoL向上をめざす「大阪スマートシティ戦略」の取り組みの柱となるものです。大阪府としても事業化に向けて、主体的、積極的な推進に努めていきます。

NO	質問	回答
19	NDA(秘密保持契約)は締結して貰えるのでしょうか。	秘密保持に関する条項については公募要領資料5「大阪スマートシニアライフ実証事業推進協議会 会員規約（案）」第13条に記載のとおりです。
20	実証事業においては、大阪府は会員負担金の支払いはないとのことですが、その理由を教えてください。	大阪府は、スマートシニアライフ事業の推進体制の検討について、予算を確保し取組みます。実証事業については、参画していただく企業さまからの負担金において実施します。
21	実証事業を行う地域（市町村）との調整は大阪府にて実施いただけるのでしょうか。	実証事業を行う地域（市町村）との調整は大阪府にて対応しますが、協議会参画企業さまにもご支援いただくものとします。
22	この実証事業は、知事も積極的に賛同して進めて行くものなのでしょうか。	本事業は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする2025年大阪・関西万博を見据え、住民のQoL向上をめざす「大阪スマートシティ戦略」の取組みの柱となるものであり、知事も賛同している事業となります。